

第2章 基本目標と役割

1. 基本目標

奈良県の良い景観づくりの実現に向けて、次のとおり基本目標を定めます。

(1)「日本のふるさと」としての奈良にふさわしい風格ある景観づくり

「青垣」に代表される緑の骨格とこれにつながる古代の宮跡や古墳、社寺などの歴史文化遺産や街並み、集落、田園などの様々な時代の多彩な景観資源により、「日本のふるさと」と呼ぶにふさわしい質の高い景観が形成されています。これらを、守り育て、奈良としての価値を高めるとともに、未来につなげる景観づくりを進めていきます。

(2)「暮らし息づく場」としての景観づくり

景観は、そこに生活する人々の身近な環境によって形成されるものでもあります。このような観点から、景観づくりは人々の「暮らし息づく場」とあるといえます。景観づくりは、そこに生活する人自身のためのものでなければなりません。生活の質の向上が求められる時代にあって、人々の日常生活を快適で心安らぐようなものとする景観づくりを進めていきます。

(3)交流と活力の源泉としての「もてなし」の景観づくり

国際的な観光・交流の時代に観光立県として人々を迎える「もてなし」の景観づくりを進めていきます。また、良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出されるものであるとの観点に立って、地域の活性化につながる景観づくりを目指します。

(4)「県民主役」、「協働」の景観づくり

良好な景観は地域の財産でありそれを保全し向上させることは、公共の利益につながります。景観は県民が主役となり、地域を基盤として形成されるものです。県民等※と行政が「協働」して、景観づくりを進めていきます。

※ 県民等：県民及び事業者等のことをいいます。具体的には、個人、NPO、ボランティア、地域の団体、事業者、公益法人、大学等の多様な主体を含みます。

2. 役割

(1)県民等の役割

- ・県民等は、自らが良好な景観づくりの主體的な役割を担っていること、自らの行動が地域の景観に大きな影響を及ぼすことを認識し、積極的に良好な景観づくりに取り組むものとします。
- ・県民等は、地域の景観に関心を持ち、どのような景観にしていくべきかを考え、日常生活のなかで、自らが進んで、地域の誇れる景観の保全や、地域をさらに魅力あるものにするための景観づくりの実践に努めるものとします。また、地域が行う景観づくりに関する活動や、行政が実施する景観づくりに関する施策や事業に参加、協力するとともに景観づくりに関する提言、提案を行うなど、良好な景観づくりに貢献するよう努めるものとします。
- ・特に、事業者、土地・建物所有者は、建築行為や建設行為、土地利用の改変が、地域の誇れる景観を向上させる場合もあれば、良好な景観を損ねる場合もあるため、自らの行為が地域の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、良好な景観づくりに貢献するよう努めるものとします。
- ・また、設計者・施工者等※は、自らの業務が地域の景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動は、良好な景観づくりに配慮して進め、率先して景観づくりに関する情報を県民等に提供するものとします。

※ 設計者・施工者等：設計者・デザイナー、施工業者、開発事業者、コンサルタントなどであって、景観に影響を与える構造物などの形態・意匠・色彩・素材などを提案・施工する者のことをいいます。

(2) 行政の役割

- ・行政は、景観づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施します。
- ・行政は、景観づくりに関する啓発・知識の普及及び情報の提供などを通じて、景観づくりに対する県民等の認識を深め、県民等の主体的かつ自主的な取組を促進します。
- ・行政は、互いに連携しながら、県民等と協働して景観づくりを推進します。
- ・行政は、事業主体となる公共施設の整備において、景観づくりの先導的役割を果たすよう、積極的に取り組みます。

① 県の役割

- ・県は、県域全体の景観づくりが支障なく整合的に行われるよう、県域全体の景観づくりの方向性と将来像を示し、市町村間の調整を行うとともに、自ら広域的、かつ先導的な観点から景観づくりに取り組みます。
- ・県は、市町村への情報の提供及び技術的助言などを行うことにより、市町村が行う景観づくりの取組を支援します。

② 市町村の役割

- ・市町村は、住民に最も近く、地域の状況を的確に把握している行政主体として、景観づくりの中心的な役割を担い、地域の個性に応じたきめ細やかな取組に努めるものとします。

「県民主役」、「協働」の景観づくり

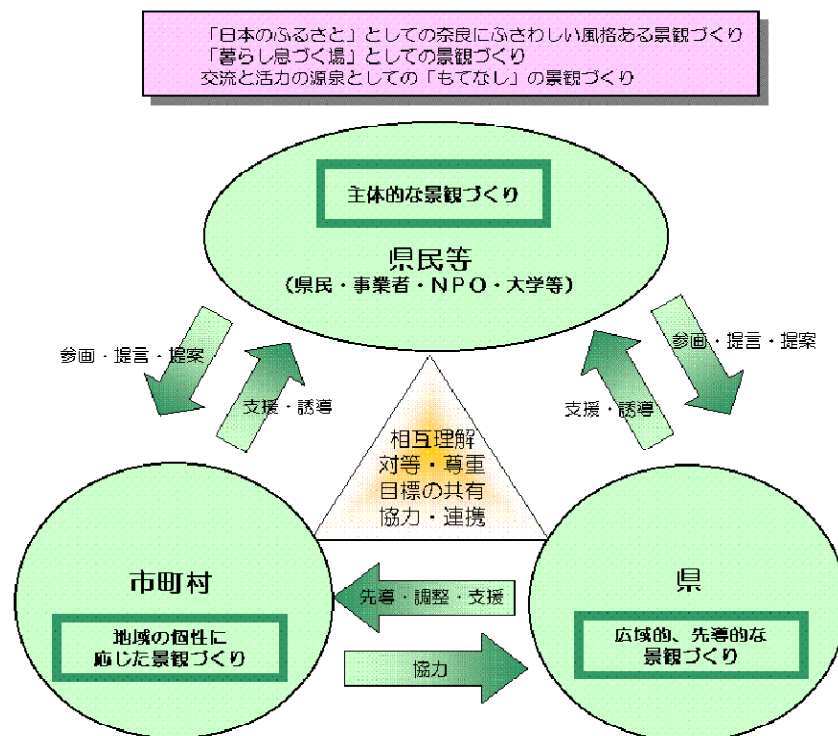


図2-1 景観形成にかかるそれぞれの主体の役割の概念図